

議案第5号

飯能市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例（案）

飯能市奨学資金貸与条例（昭和46年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「額」を「種類及び額」に改め、同条第1項を次のように改める。

奨学金の種類及び額は、次の表のとおりとする。この場合において、当該奨学金の額の決定に当たっては、奨学生の希望、家庭の事情等を参酌するものとする。

奨学金の種類	区分	奨学金の額
修学金	高等学校、専修学校（高等課程及び一般課程）又は各種学校（法第90条第1項に規定する資格を入学条件とする各種学校を除く。）に在学中の奨学生	月額20,000円以内
	高等専門学校第1学年、第2学年及び第3学年に在学中の奨学生	
	高等専門学校第4学年及び第5学年に在学中の奨学生	月額30,000円以内
	大学、専修学校（専門課程）又は法第90条第1項に規定する資格を入学条件とする各種学校に在学中の奨学生	
入学一時金	大学、専修学校（専門課程）又は法第90条第1項に規定する資格を入学条件とする各種学校に入学が決定した奨学生	200,000円以内

第8条中「奨学金」を「修学金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 入学一時金は、入学時に本人に交付する。

第9条（見出しを含む。）中「奨学金」を「修学金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の飯能市奨学資金貸与条例の規定により貸与の決定を受け、又は貸与されている奨学金については、改正後の飯能市奨学資金貸与条例の規定により貸与の決定を受け、又は貸与された修学金とみなす。

令和2年2月28日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市奨学資金貸与条例新旧対照表

改正後			改正前	
(奨学金の種類及び額)			(奨学金の額)	
第6条 奨学金の種類及び額は、次の表のとおりとする。この場合において、当該奨学金の額の決定に当たっては、奨学生の希望、家庭の事情等を参酌するものとする。			第6条 奨学金の額は、次に掲げる区分により奨学生の希望、家庭の事情等を参酌して決定する。	
奨学金の種類	区分	奨学金の額		
修学金	高等学校、専修学校（高等課程及び一般課程）又は各種学校（法第90条第1項に規定する資格を入学条件とする各種学校を除く。）に在学中の奨学生	月 額 20,000 円以内	(1) 高等学校、専修学校（高等課程及び一般課程）又は各種学校（第3号に規定する各種学校を除く。）に在学中の奨学生 月額20,000円以内	
	高等専門学校第1学年、第2学年及び第3学年に在学中の奨学生		(2) 高等専門学校に在学中の奨学生 第1学年、第2学年及び第3学年 月額20,000円以内 第4学年及び第5学年 月額30,000円以内	
	高等専門学校第4学年及び第5学年に在学中の奨学生	月 額 30,000 円以内	(3) 大学、専修学校（専門課程）又は法第90条第1項に規定する資格を入学条件とする各種学校に在学中の奨学生 月額30,000円以内	
	大学、専修学校（専門課程）又は法第90条第			

	<u>1項に規定する資格を入学条件とする各種学校に在学中の奨学生</u>	
<u>入学一時金</u>	大学、専修学校（専門課程）又は法第90条第1項に規定する資格を入学条件とする各種学校に入学が決定した奨学生	200,000円以内
<p>2 省略 (奨学金の交付)</p> <p>第8条 <u>修学金</u>は、毎月本人に交付する。ただし、特別の理由があると認めるときは、12箇月分を限度とし、数箇月分を併せて交付することができる。</p> <p>2 <u>入学一時金</u>は、入学時に本人に交付する。</p> <p>(<u>修学金</u>の停止)</p> <p>第9条 奨学生が休学したときは、その理由の発生した翌月から理由のやんだ月まで<u>修学金</u>の交付を停止する。</p>		
<p>2 省略 (奨学金の交付)</p> <p>第8条 <u>奨学金</u>は、毎月本人に交付する。ただし、特別の理由があると認めるときは、12箇月分を限度とし、数箇月分を併せて交付することができる。</p> <p>(<u>奨学金</u>の停止)</p> <p>第9条 奨学生が休学したときは、その理由の発生した翌月から理由のやんだ月まで<u>奨学金</u>の交付を停止する。</p>		